

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月 4日

大分地方裁判所佐伯支部

裁判所書記官 坂 本 則 博

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月 7日から 令和 6年 5月 14日 午後 4時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月 21日 午前 11時00分 場 所 大分地方裁判所佐伯支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月 11日 午後 1時00分 場 所 大分地方裁判所佐伯支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (詳細は当庁事務室前ロビーに掲示しています。) (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月 4日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和4年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
3, 4	1,190,000 952,000	一括	240,000	24,137	0
3	840,000				
4	350,000				
備考					

物 件 目 録

- 3 所 在 佐伯市弥生大字小田字中ノ又
地 番 360番
地 目 宅地
地 積 302.96平方メートル
共有者 亡A相続財産 持分3分の1
共有者 B 持分3分の1
共有者 C 持分3分の1
- 4 所 在 佐伯市弥生大字小田字中ノ又360番地
家屋 番号 360番
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 92.68平方メートル
2階 24.94平方メートル
共有者 亡A相続財産 持分3分の1
共有者 B 持分3分の1
共有者 C 持分3分の1

物 件 明 細 書

令和 5年10月19日

大分地方裁判所佐伯支部

裁判所書記官 坂 本 則 博

1 不動産の表示

【物件番号3, 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号3, 4】

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3, 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3, 4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号3】

隣地（本件土地の西側）との境界が不明確である。

本件土地上に現存しない建物（家屋番号360番の2）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

3 所 在 佐伯市弥生大字小田字中ノ又

地 番 360番

地 目 宅地

地 積 302.96平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の1

共有者 B 持分3分の1

共有者 C 持分3分の1

4 所 在 佐伯市弥生大字小田字中ノ又360番地

家屋 番号 360番

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 92.68平方メートル

2階 24.94平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の1

共有者 B 持分3分の1

共有者 C 持分3分の1

令和4年(ケ)第5号
物件3, 4
令和5年5月23日受理
令和5年7月4日提出
(評価人 坂本 圭)

現況調査報告書

大分地方裁判所佐伯支部
執行官 松田 裕一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

3 所 在 佐伯市弥生大字小田字中ノ又

地 番 360番

地 目 宅地

地 積 302.96平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の1

共有者 B 持分3分の1

共有者 C 持分3分の1

4 所 在 佐伯市弥生大字小田字中ノ又360番地

家屋 番号 360番

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 92.68平方メートル

2階 24.94平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分3分の1

共有者 B 持分3分の1

共有者 C 持分3分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	大分県佐伯市弥生大字小田360番地
土地	物件3
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件3) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	売却対象定着物井戸及びポンプ1式
建物	物件4
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 居宅(空き家) として使用している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	売却対象工作物スチール製物置・木製物置・太陽熱温水器
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ Aの子	<ol style="list-style-type: none">1 本件建物は、現在、空き家となっています。2 本件土地内に水神碑が2柱ありますが、以前から祀られていたものです。3 本件土地内に井戸及びポンプ1式がありますが、現在は使用していません。4 本件土地内に墓碑が1基ありますが、以前からあったもので、親戚関係はありません。5 本件建物の床は、湿気のため緩くなっている部分があります。6 本件建物の屋根にある太陽熱温水器は、壊れていて、使っていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件各物件の占有状況については、現場の状況及び関係人の陳述を総合して、2枚目記載のとおりであると認定した。
- 3 本件土地の北側及び南側には擁壁、塀が存在し、境界は明瞭である。
- 4 本件土地の西側には高低差のある崖が存在し、境界は不明瞭である。
- 5 井戸及びポンプ1式は、売却対象の本件土地の定着物である。
- 6 本件土地上の水神碑2柱及び墓碑1基は、売却対象外と認める。
- 7 スチール製物置及び木製物置は、本件建物との場所的近接性から、売却対象工作物と認める。
- 8 太陽熱温水器は、本件建物の専用設備であり、売却対象工作物と認める。
- 9 本件土地上に、本件建物以外に、下記の建物の登記があるが、構造・床面積からして、現地において、そのような建物は現存しない。

記

佐伯市弥生大字小田字中ノ又360番地

家屋番号 360番の2

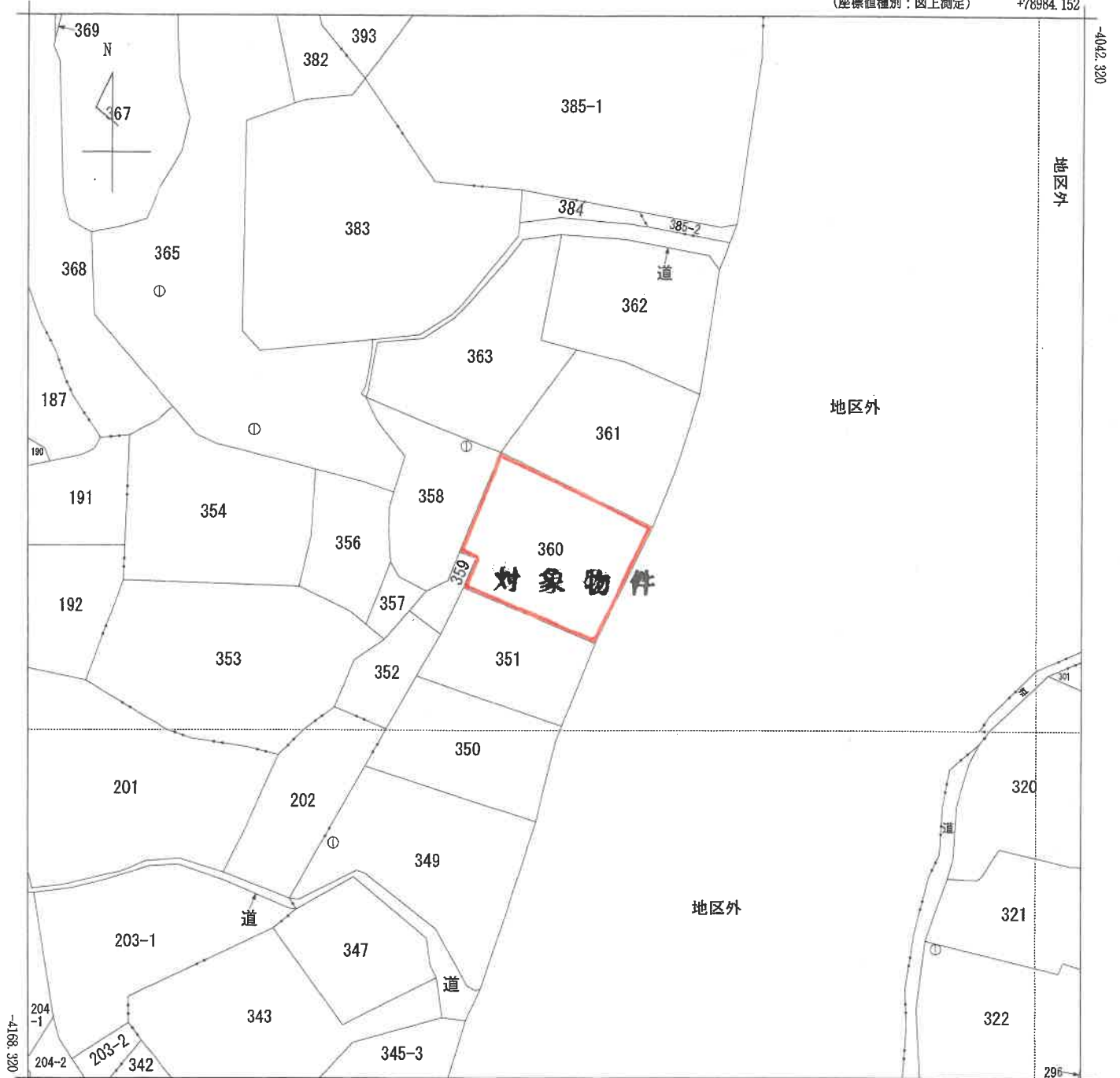
木造瓦葺2階建倉庫 1階 9.91m² 2階 9.91m²

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和5年5月23日(火) 11:50-12:00	大分地方法務局佐伯支局	公図等取得
令和5年5月23日(火) 14:10-14:20	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
令和5年5月23日(火) 15:00-15:10	佐伯市役所	建物間取図写取得 360番の2の建物が課税されていないことを確認
令和5年5月26日(金) 10:50-11:00	当庁	亡A相続財産管理人から聴取(電話)
令和5年6月13日(火) 13:10-14:00	物件所在地	立入調査, 占有調査, 写真撮影 Aの子から聴取, 評価人同行
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)



+78859.152

(座標値種別：図上測定)



A 弥生大字小田

請求部	所在	佐伯市弥生大字小田字中ノ又				地番	360番			
出力尺	1/500	精度区	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和56年3月28日		補記事項		

登記年月日：昭和47年12月8日

071995

47.12.8

建物図面

建

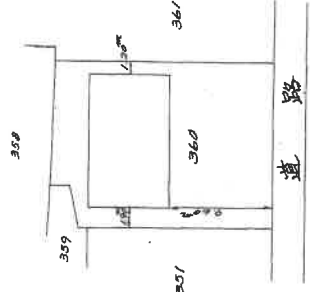
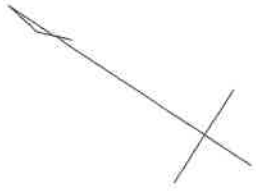
家屋番号 360番

建物の所在 南海郡弥生町大字小田字中の又 360番地
佐伯市弥生

昭和四十七年十二月八日

製作者

申請人



縮尺 1/500

(大分県土地家屋調査士会 用紙)

(7 枚目)

登記年月日：昭和47年12月8日

071996 47. / 2. 8

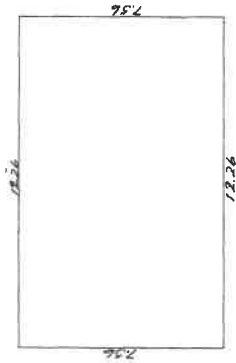
各階平面図

家屋番号 360番

建物の所在 南海部郡勢多町大字小田字中の又360番地 佐伯市弥生

昭和四十七年 〇 月 〇 日 製作
昭和四十七年 〇 月 〇 日 製作

1階



12.26 X 7.52 = 92.6856
床面積 92.68 m²

2階

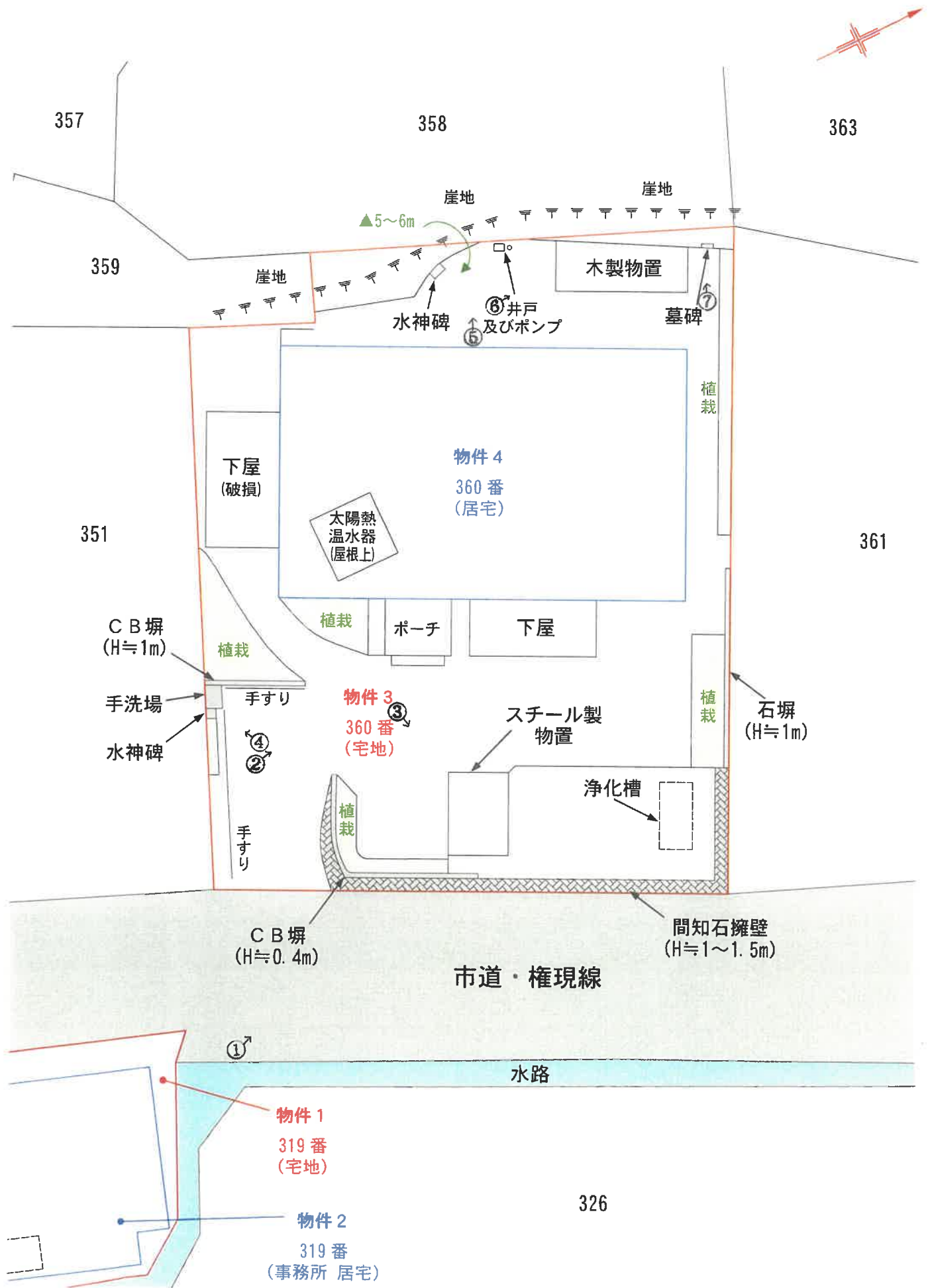


6.60 X 3.78 = 24.948
床面積 24.94 m²

申請人

縮尺 1/200

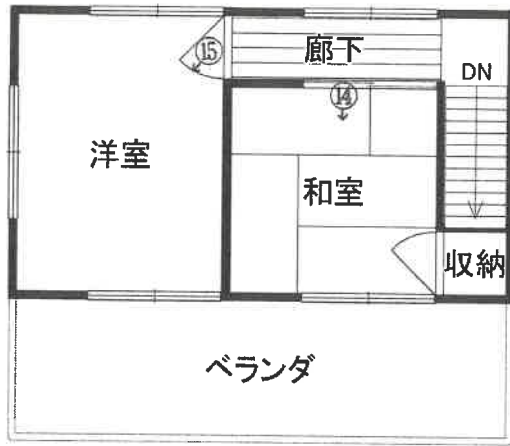
(大分県土地家屋調査士会 用紙)



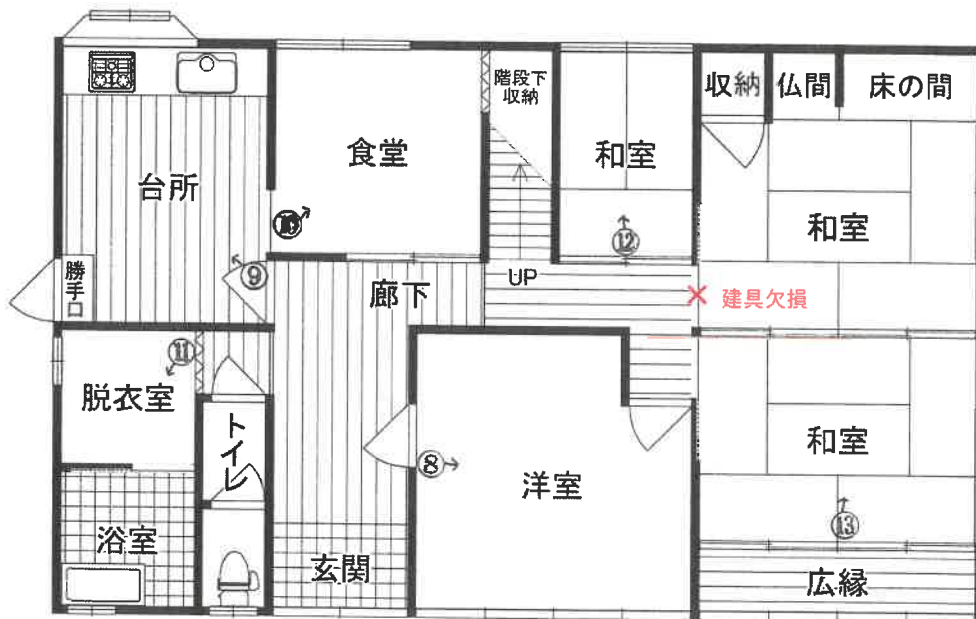
(9 枚目)

土地建物位置関係図

物件4



2F



1F



(写真①) 本件土地・建物の全景



(写真②) 本件建物の外景



(写真③) 売却対象工作物スチール製物置



(写真④) 売却対象外水神碑



(写真⑤) 売却対象外水神碑・売却対象定着物井戸及びポンプ一式



(写真⑥) 売却対象工作物木製物置



(写真⑦) 売却対象外墓碑



(写真⑧) 本件建物の内部



(写真⑨) 本件建物の内部



(写真⑩) 本件建物の内部



(写真⑪) 本件建物の内部



(写真⑫) 本件建物の内部



(写真⑬) 本件建物の内部



(写真⑭) 本件建物の内部



(写真⑮) 本件建物の内部



令和4年(ケ)第 5号
令和5年 6月13日 現地調査
令和5年 6月30日 評価

大分地方裁判所 佐伯支部 御中

評 価 書 2
(物件3, 物件4)

評価人 不動産鑑定士

坂 本 圭

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,700,000 円	
内 訳 価 格	
物件 3	金 1,200,000 円
物件 4	金 500,000 円

- ① 一括価格は、物件 3 及び物件 4 の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 3 の土地の内訳価格は、物件 4 の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件 4 の価格は、当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほか事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮しない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
3	所 在 地 番 地 目 地 積	佐伯市弥生大字小田字中ノ又 3 6 0 番 宅地 3 0 2.9 6 m ²	
4	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	佐伯市弥生大字小田字中ノ又 3 6 0 番地 3 6 0 番 居宅 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 9 2.6 8 m ² 2 階 2 4.9 4 m ²	
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

(本ページ以下余白)

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件3）

位置・交通	JR日豊本線「上岡」駅の西方約1.7km（道路距離 約2.3km） 最寄りバス停「小田」の北東方約160m（道路距離 約170m） （添付の「物件位置図」参照）	
付近の状況	本物件は、佐伯市旧弥生町の東端部、小田地区に位置する。本物件の存する地域は、農家住宅等が見られる既成の農家集落である。 佐伯市旧弥生町の住宅地は、地価下落が継続する佐伯市の中では、佐伯弥生バイパスの開通に伴う交通利便性の向上や津波被害を回避できる内陸部の住宅需要等を背景に、地価も概ね横ばい圏で推移している。こうした傾向は、今後とも当面は継続すると予想される。	
主な公法上の規制等 〔道路の幅員等の個別規制を考慮しない一般的な規制〕	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — —% —% なし 土砂災害警戒区域の指定あり 周知埋蔵文化財「榑牟礼遺跡」の指定あり
画地条件 〔規模、形状等〕	規 模 形 状 間 口 奥 行 接 道 関 係	302.96㎡（登記記載数量。現況も概ね符合） 概ね長形状 約15.5m 約19.5m 中間画地
接面道路	東側：幅員約4mの市道「権現線」に概ね等高～1.5m高く接面	
土地の利用状況及び隣地の状況等	土地の利用状況 隣地の状況	・物件4（居宅）の敷地として利用されている。 ・農家住宅、田等
供給処理施設	上水道 下水道 ガス配管	あり なし（地上建物は、浄化槽利用） なし（地上建物は、プロパンガス及び灯油利用） ※「あり」とは、対象物件に引込済みである状態をいう。 「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な状態をいう。
特記事項	<p>※1 土壌汚染の可能性については、現地調査及び官公署における公表資料を調査した範囲では、土壌汚染をうかがわせる端緒は認められなかった。なお、土壌汚染の有無等の詳細については専門機関の分析調査を要する。</p> <p>※2 最先順位の根抵当権が設定された当時（平成13年10月15日設定）、物件3の土地と物件4の建物は、異なる者が所有しており、物件3につき、物件4の建物のための法定地上権は成立しない認定した。</p> <p>※3 西側は高低差5～6m程度の崖地となっており、建築等が制限される可能性がある。</p> <p>※4 土地定着物である井戸及びポンプ一式が存する。 また、売却対象外の水神碑2柱、墓碑1基が存する。</p>	

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐用年数	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和47年11月1日新築（登記記載） 約51年 約0年
仕様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板 サイディングボード・吹付タイル仕上げ等 ビニールクロス、布クロス、合板、塗壁等 石膏ボード、ビニールクロス、化粧合板等 フローリング、畳、CFシート等 電気、ガス、水道、衛生設備（風呂、トイレ等）等
床面積（現況）	1階 2階 延床	92.68㎡（登記記載数量。現況も概ね符合） 24.94㎡（登記記載数量。現況も概ね符合） 117.62㎡
現況用途等	階層 現況用途 間取り	2階建 居宅 添付の「建物間取図」のとおり
品等	総合 使用資材 施工	やや劣る やや劣る やや劣る
維持管理の状態	劣る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床にたわみが見られる。 ・ 天井の一部が破損している。 ・ 下屋が破損している。 など、維持管理の状態は経年に比べ劣る。
建物の利用状況	建物所有者が居宅（現況空家）として占有している。 （詳細は「現況調査報告書」参照）	
特記事項	※1 アスベスト使用の有無の可能性については、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門機関の分析調査を要する。 ※2 以下の売却対象工作物が存する。 スチール製物置1個、木製物置1個、太陽熱温水器1個	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件3（宅地）

物件3（宅地）の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準価格 (円/m ²) ア	個別 格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 修正率 エ	建付地価格 (円, 万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
3	12,900	0.850	302.96	0.70	2,330,000

ア 標準価格

大分県地価調査 佐伯(県)-13からの規比準

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等 (R4.7.1)} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準価格} \\ 11,600 \text{ 円/m}^2 & \times & 100.0/100 & \times & 100/100.0 & \times & 100/90.0 & \equiv & \underline{12,900 \text{ 円/m}^2} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率を判定

◇ 標準化補正：100.0/100（標準的：±0%）

◇ 地域格差：相乗積：90.0/100

街路条件：99/100（▲1%） 行政的條件：100/100（±0%）

交通接近条件：85/100（▲15%） その他条件：100/100（±0%）

環境条件：107/100（+7%）

イ 個別格差

西側が崖地となっている：▲15%（0.85）

個別格差：0.850

ウ 地積

登記記載数量（現況も概ね符合）を採用した。

エ 建付減価修正率

物件3の土地上の建物（物件4）は、経済的耐用年数を概ね満了していると認められることから、建物取壊費相当額等を考慮し、建付減価修正率を以下のとおり判定した。

建付減価修正率：▲30%（0.70）

② 物件 4（建物）

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床 面積 (m ²) イ	現価率 ウ	市場性 修正率 エ	建物の価格 (円, 万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ≒オ
4	135,000	117.62	0.040	—	640,000

ア 再調達原価

現下の建築物価等を考慮し、再調達原価（附属工作物及び従物を含む）を判定した。

イ 現況延床面積

登記記載床面積（現況も概ね符合）を採用した。

ウ 現価率

経過年数 51 年、経済的残存耐用年数 0 年、残価率 10%とした定率法による現価率 (0.100) と、観察減価法を併用して、下記のとおり査定した。なお、観察減価については、①建物の維持管理及び汚損の状態などの物理的減価、②設備の仕様及びデザイン等の陳腐化などの機能的減価、並びに③規模など当該地域における一般的な住宅との比較における物件 4 の経済的減価を考慮し、観察減価を▲60%と判定した。

$$\text{現価率} : 0.100 \times (1 - 0.60) \approx \underline{0.040}$$

エ 市場性修正率

物件 4 は、一般の不動産市場において通常取引の対象となる戸建住宅であり、市場性修正を要しないと判断した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算して、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格等 (円) ア	敷地利用権割合		敷地利用権価格 (円, 万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
		イ	ウ	
3	2,330,000	0.10	場所的利益	230,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) イ	市場性 修正率 ウ	競売市場 修正率 エ	占有 減価率 オ	評価額
						(円, 万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ×カ
3	2,330,000	▲230,000	0.95	0.60	—	1,200,000
4	640,000	+230,000			1.00	500,000
一括価格 (合計)						1,700,000

ウ 市場性修正率

本物件内には、売却対象外の水神碑や墓碑が存しており、市場性がやや劣る。本件評価では、当該市場性の減退に基づく市場性修正率を▲5% (0.95) と判定した。

エ 競売市場修正率

第2項の評価条件欄記載の競売市場の特殊性を考慮して判定した。

オ 占有減価率

物件4の建物は、建物所有者が居宅（現況空家）として占有しており、減価を要しないと判定した。

第6 参考価格資料

大分県地価調査 佐伯(県) - 13

所 在：佐伯市弥生大字江良字老ノ砂田1912番5外
価 格：11,600円/㎡
位 置：JR日豊本線「佐伯」駅の南西方9,000m（道路距離）に位置
価 格 時 点：令和4年7月1日
地 積：233㎡
供給処理施設：水道：あり，下水：あり，ガス：なし
接 面 街 路：北西4.5m私道に接面
用 途 指 定 等：都市計画区域外（建蔽率-%，容積率-%）
地 域 の 概 要：一般住宅、農家住宅が見られる国道背後の住宅地域

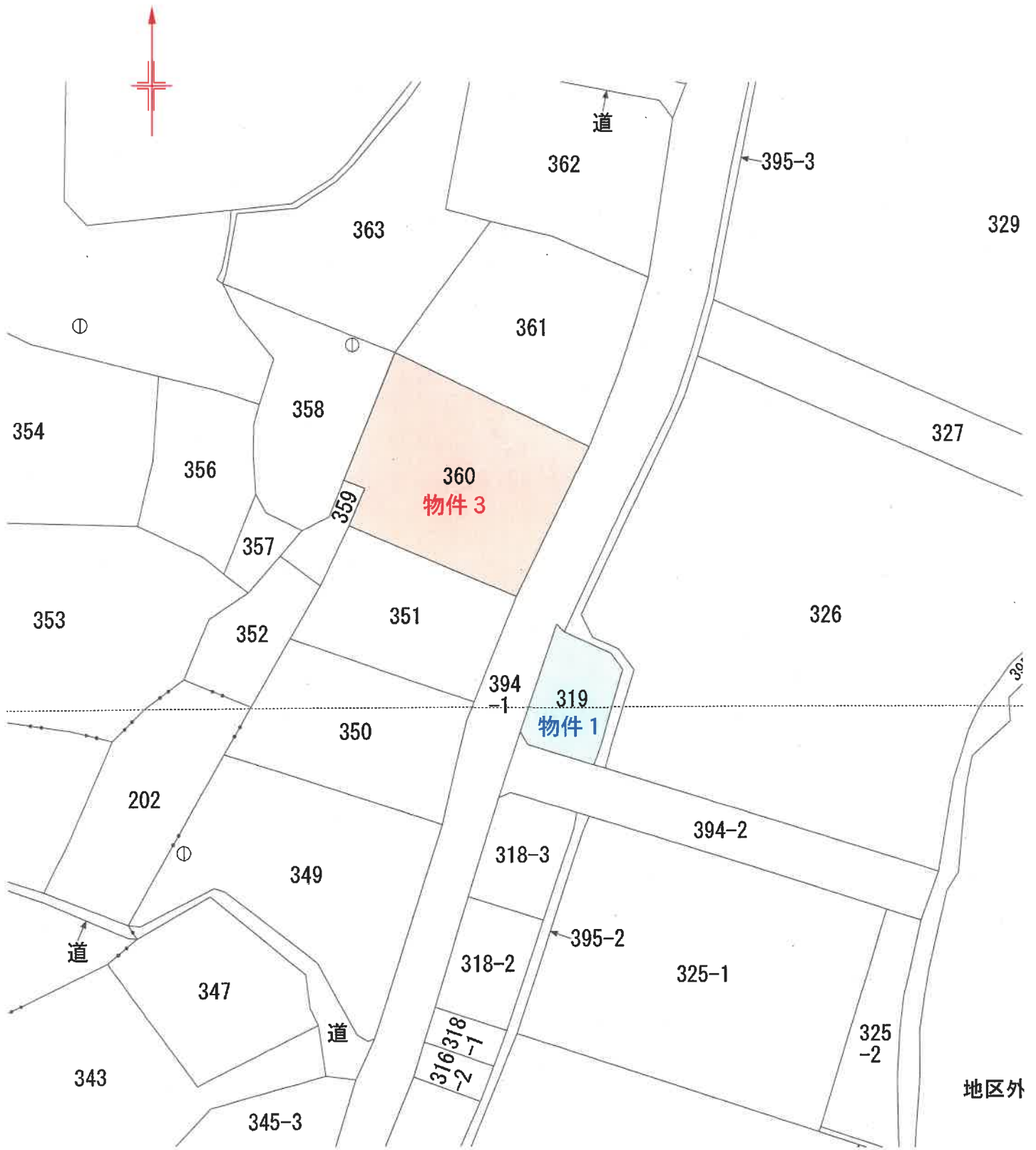
第7 附属資料の表示

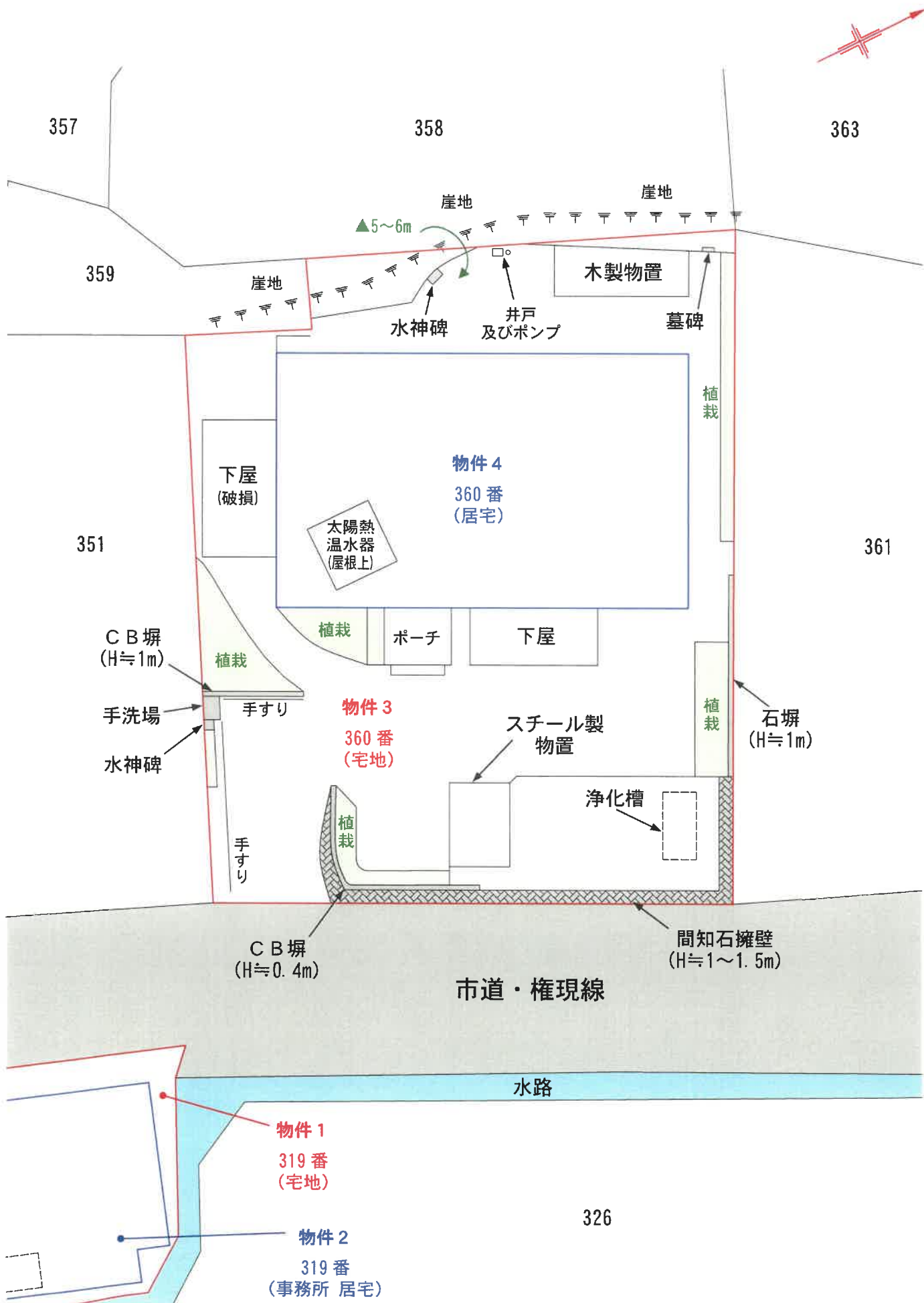
- 1 物件位置図
- 2 地図写
- 3 土地建物位置関係図
- 4 建物図面・各階平面図写(1)(2)
- 5 建物間取図
- 6 現況写真
- 7 付近見取図

以上



物件位置図





土地建物位置関係図

071995

47.12.8

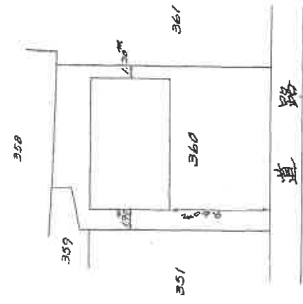
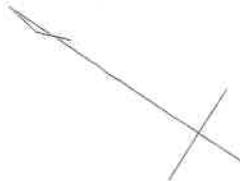
建物図面

家屋番号 360番

建物の所在 南海郡弥生町大字小田字中の又 360番地
佐伯市弥生

昭和四七年	八月	九日	作製者
年	月	日	上

申請人



縮尺 1/500

(大分県土地家屋調査士会用紙)

※ 原図を約70%に縮小しているため、表示されている縮尺は相違している。

071996 47. / 2. 8

各階平面図

家屋番号 360番	建築物の所在 南海郡那珂生町大字小田字中の又360番地 佐伯市弥生	製作年 昭和四十七年	製作月 2月	製作日 2日	申請者
--------------	---	---------------	-----------	-----------	-----

1階

12.26 × 7.56 = 92.6856
床面積 92.68[㎡]

2階

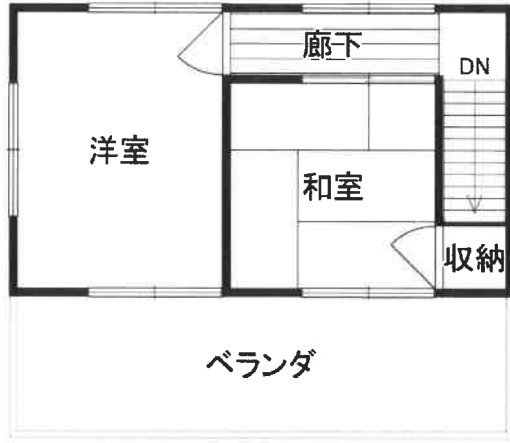
6.60 × 3.78 = 24.948
床面積 24.94[㎡]

縮尺 1/200

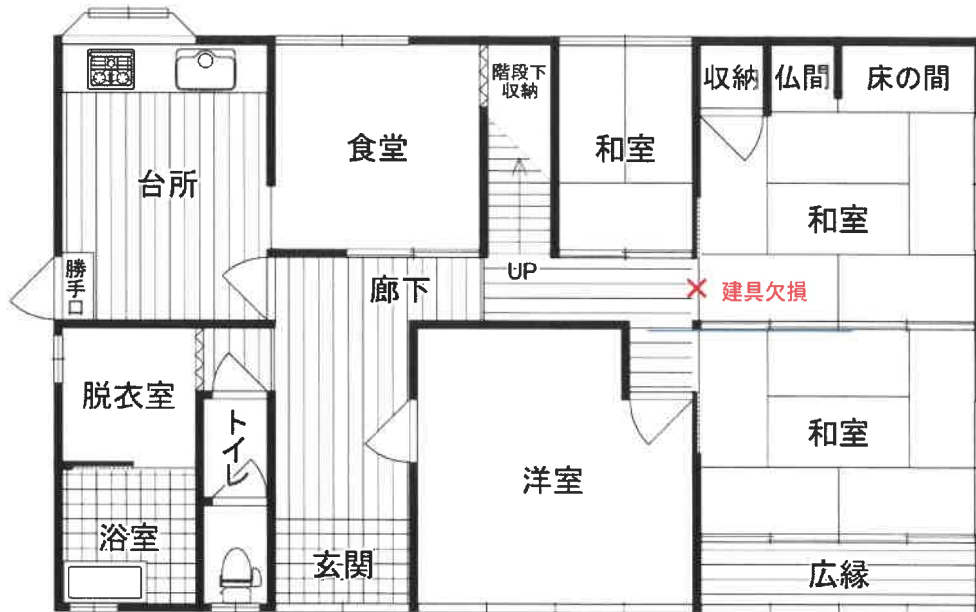
(大分県土地家屋調査士会用紙)

※ 原図を約70%に縮小しているため、表示されている縮尺は相違している。

物件4



2F



1F



No. 1

物件 4 (1 階・天井)

天井材の一部が破損している。



No. 2

物件 4 (1 階・床)

1 階中央北側の和室。
床が大きくたわんでいる。



No. 3

物件 4 (外部)

南側の下屋。
破損している。



付近見取図